

平成 24 年度大阪府企業立地促進条例に基づく 企業立地の状況等について

平成 25 年 8 月

大 阪 府
(商工労働部成長産業振興室特区・立地推進課)

はじめに

大阪府では、大都市圏の総合的な魅力に基づく企業立地の促進を図り、もって中小企業の振興をはじめとする地域経済の振興と府民生活の向上に資することを目的に、企業立地促進条例（平成 19 年 3 月 16 日大阪府条例第 8 号）を制定しました。

この条例に基づき、企業立地の促進に努めてきた結果、企業の投資をはじめ外資系企業の進出など、その成果が見られます。

平成 24 年度においては、リーマンショック以降に緩やかな持ち直しにあった景気が輸出の減少等により夏以降弱い動きになるなど、企業の投資環境は引き続き厳しい状況に置かれましたが、設備投資は回復の兆しが伺えます。また、化学・医療関連の立地のほか、外資系企業の大坂進出が昨年度同様に進むなど、前向きな動きが見られました。

このたび、平成 24 年度における企業立地の状況及び府が講じた企業立地の促進に関する施策について、同条例第 6 条の規定によりその概要をとりまとめましたので公表します。

目 次

1	企業立地の状況について	1
(1)	平成 24 年度の概況	1
(2)	大阪府の工場立地の動向	2
2	府が講じた企業立地の促進に関する施策について（平成 24 年度）	4
(1)	企業立地促進補助金の交付決定及び交付の実績	4
(2)	外資系企業等進出促進補助金の交付決定及び交付の実績	6
(3)	産業集積促進税制	8
(4)	大阪府特区税制	10
(5)	産業立地促進融資	12
(6)	企業立地促進法に基づく支援	13
<別表>第二種産業集積促進地域の指定状況		15

1 企業立地の状況について

(1) 平成 24 年度の概況

平成 24 年度においては、リーマンショック以降に緩やかな持ち直しにあった景気が輸出の減少等により夏以降弱い動きになるなど、企業の投資環境は引き続き厳しい状況に置かれていたが、設備投資は回復の兆しが伺える。平成 24 年の経済産業省が行った工場立地動向調査の大坂府における工場立地件数は 20 件となり前年と比べ 7 件増加した。

大阪府南部地域では、泉北酸素㈱の酸素・窒素ガスのプラント工場が操業を開始し、大阪府北部地域では、彩都ライフサイエンスパークに「関西イノベーション国際戦略総合特区」の認定を受けた㈱ジーンデザインの研究施設の立地や㈱ペプチド研究所の研究所増築が発表され、ベイエリアでは、㈱明治の流動食新工場建設が発表されるなどの動きが見られた。

夢洲・咲洲地区をはじめ北大阪地区、大阪駅周辺地区、関西国際空港地区、阪神港地区の 5 地区が、「国際戦略総合特区」に指定され、それに伴い、平成 24 年 12 月に大阪府と大阪市が連携して、全国初の「地方税ゼロ」の制度を創設した（その後、吹田市においても制度創設）。今後、地区内に企業や研究機関等の立地や投資活動を促進し、特区の目標であるイノベーションを創出することにより国際競争力を強化し、更なる大阪経済の発展に繋げる。

彩都中部地区については、一部進出企業が決定し、UR 都市再生機構により土地の造成工事が開始されたところであり、引き続き彩都建設推進協議会等の関係機関と連携・情報交換を図った。また、平成 25 年に募集を開始する夢洲の産業・物流ゾーンについて、引き続き、大阪市と共同で個別企業訪問等を実施するとともに、「夢洲・咲洲地区企業等誘致協働チーム」において、セミナーやベイエリア現地見学会の開催などのプロモーション活動を行った。

外資系企業誘致については、大阪外国企業誘致センター（O-BIC）を中心に、国内外でのプロモーション活動や進出意欲の高い企業へのきめ細かいサービス提供などの誘致活動を展開した。この結果、平成 13 年度からの平均（25 件）を上回る 32 件の誘致に成功した。なかでも、在阪企業の海外展開支援を目的とする 3 社のアジア系銀行が進出し、大阪とアジアの更なる緊密な経済交流が期待できる。

大阪府の補助金交付決定件数は、府内投資促進補助金 2 件、外資系企業等進出促進補助金 2 件であった。

具体的には、地元市と連携し第二種産業集積促進地域に対する工場立地が 2 件（八尾市 1 件、枚方市 1 件）、電子機器の再利用業務の立地に関するものが 1 件、空気圧機器の製造開発業務の立地に関するものが 1 件となった。

(2) 大阪府の工場立地の動向

経済産業省が毎年実施する工場立地動向調査によると、平成24年の大阪府の工場立地件数は20件で、前年(13件)に比べ、7件(53.8%)増加した。工場立地面積についても31haで、前年(3ha)に比べ、28ha(933.3%)の大幅な増加となった。近畿・全国においても、工場立地件数、工場立地面積ともに前年に比べ、増加した。

大阪府の工場立地面積の大幅な増加の要因は、太陽光発電施設等の立地が大きく寄与したためである。

平成24年の状況を見ると、リーマンショック以降に緩やかな持ち直しにあった景気が輸出の減少等により夏以降弱い動きになるなど、企業の投資環境は引き続き厳しい状況に置かれていたが、設備投資は回復の兆しが伺える。

		平成22年(1~12月)			平成23年(1~12月)			平成24年(1~12月)		
			増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率
大阪府	件数	12	▲16	▲57.1%	13	+1	+8.3%	20	+7	+53.8%
	面積	10ha	▲35ha	▲77.8%	3ha	▲7ha	▲70.0%	31ha	+28ha	+933.3%
近畿	件数	133	▲23	▲14.7%	163	+30	+22.6%	198	+35	+21.5%
	面積	141ha	▲48ha	▲25.4%	187ha	+46ha	+32.6%	258ha	+71ha	+38.0%
全国	件数	786	▲81	▲9.3%	869	+83	+10.6%	1,229	+360	+41.4%
	面積	1,072ha	▲271ha	▲20.2%	1,021ha	▲51ha	▲4.8%	3,144ha	+2,123ha	+207.9%

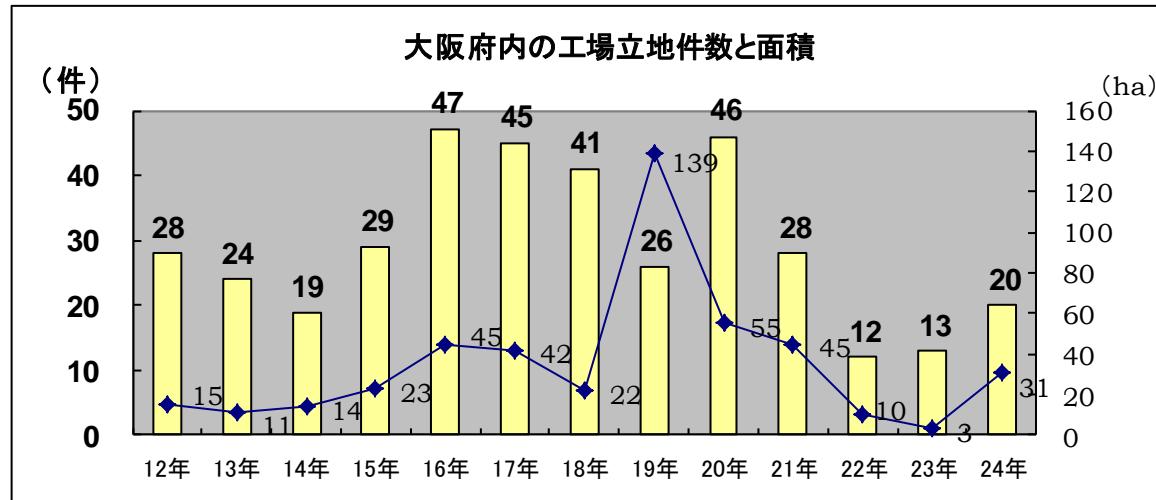
※経済産業省が実施する工場立地動向調査（毎年1月1日～12月31日の暦年）による。(直近年は速報値)

※対象は、製造業、電気・ガス・熱供給業のための工場建設目的で取得（借地を含む。）された1,000m²以上の用地。

※近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県を指す。

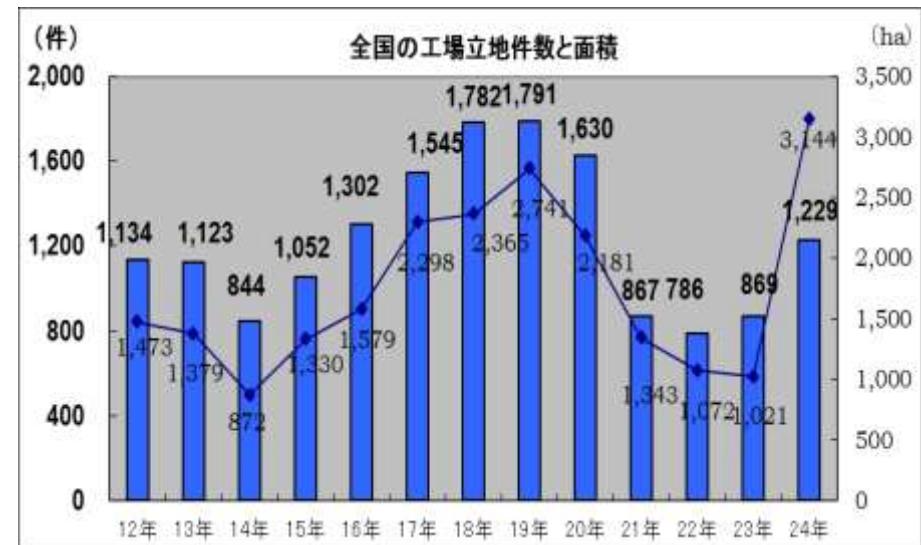
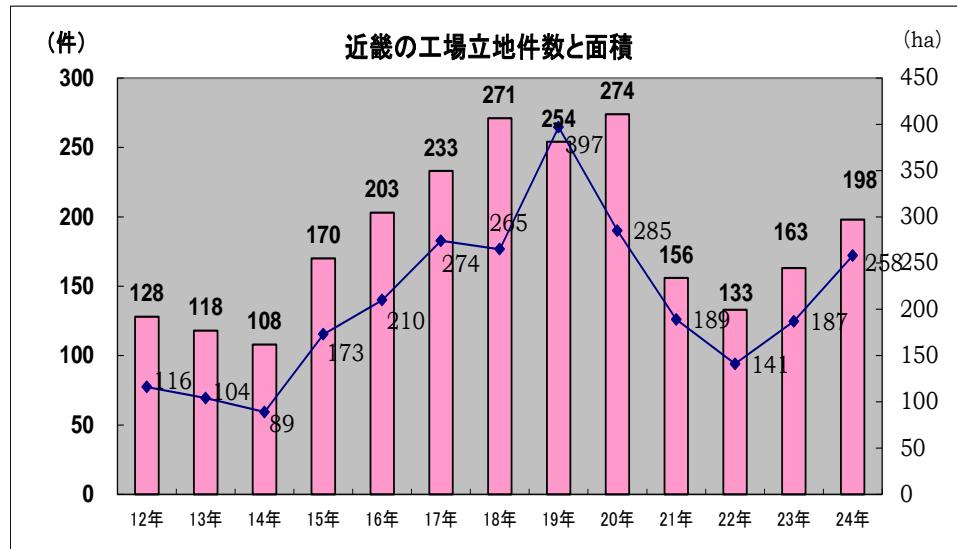
◎大阪府内および近畿、全国の工場立地動向

件数 面積



(参考) 近畿の工場立地動向

(参考) 全国の工場立地動向



※工場立地動向調査近畿経済産業局公表資料から抜粋

2 府が講じた企業立地の促進に関する施策について(平成 24 年度)

(1) 企業立地促進補助金の交付決定及び交付の実績

地域経済の振興と府民生活の向上を図る目的で制定した「大阪府企業立地促進条例」に基づき、補助対象地域において工場又は研究開発施設等を設置する企業に対して、企業立地促進補助金を交付した。

企業立地促進補助金の交付については、平成 24 年度において新たに 4 件 5,945 万円の交付決定を行った。昨年度の交付決定 5 件に比べ 1 件減少したが、外資系企業への交付決定は昨年度の 1 件から 2 件に増加した。

なお、同年度における補助金交付額は、継続交付分も含めて 16 件 17 億 5,531 万円となった。

① 先端産業補助金

◎平成 24 年度補助金新規交付決定： 0 件 0 万円

◎平成 24 年度補助金交付実績： 3 件 15 億 3,400 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
補助対象地域において、バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野で先端的な事業を行う企業	りんくうタウン、阪南スカイタウン、彩都ライフサイエンスパーク、ちきりアイランド(阪南 2 区)、住之江区平林北地区	① 家屋及び償却資産の取得に係る経費 ：補助率 5% ② 家屋に対する賃料(当初 2 年間。彩都ライフサイエンスパークのみ) ：補助率 50%	150 億円 (1 補助対象地域あたり)

② 府内投資促進補助金

a. 再投資に対するもの

◎平成 24 年度補助金新規交付決定： 2 件 3, 465 万円

交付先企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
(株)三宅ハガネ工業所	特殊鋼の加工及び販売	八尾市	1 億 5,283 万円	1,528 万円
(株)荒木製作所	合成樹脂の成形・加工	枚方市	1 億 9,368 万円	1,937 万円

◎平成 24 年度補助金交付実績： 11 件 1 億 7, 131 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
補助対象地域で工場又は研究開発施設の新築・増改築を行う企業	第二種産業集積促進地域（別表参照）	①投資に対する補助 家屋及び償却資産の取得に係る経費： 補助率 5～10% ②法人事業税相当額に対する補助 操業開始年度の翌年度及び翌々年度の事業活動に賦課される法人事業税相当額：補助率 1/2	① 3 千万円 ② 2 千万円

b. 先端産業の研究開発施設に対するもの

◎平成 24 年度補助金新規交付決定： 0 件 0 万円

◎平成 24 年度補助金交付実績： 2 件 5, 000 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
バイオ・ライフサイエンス、ボット、情報家電、新エネルギー等の分野のうち、先端的な研究開発施設の新築、増改築を行う企業	中小企業新事業活動促進法に基づく「高度技術産学連携地域」及び研究開発施設の投資促進を奨励する基本方針を有するものとして知事の定める市町村	①投資に対する補助 家屋及び償却資産の取得に係る経費： 補助率 5～10% ②法人事業税相当額に対する補助 操業開始年度の翌年度及び翌々年度の事業活動に賦課される法人事業税相当額：補助率 1/2	① 3 千万円 ② 2 千万円

(2) 外資系企業等進出促進補助金の交付決定及び交付の実績

◎平成 24 年度補助金新規交付決定： 2 件 2, 480 万円

交付先企業	業種	立地場所	補助対象経費	交付決定額
リーテック(株)	OA機器、通信機器等のリサイクル及び中古品の売買	守口市	3,120 万円	1,040 万円
エアタック 日本事務所	空気圧機器・装置の製造販売	東大阪市	4,320 万円	1,440 万円

◎平成 24 年度補助金交付実績（前年度以前の交付決定企業分）： 0 件 0 万円

[制度の概要]

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費及び補助率	補助限度額
本社もしくはアジア拠点等を設置して大阪府内に進出する外資系企業等	大阪府内	①家屋取得の場合 家屋及び償却資産の取得に係る経費： 補助率 5% ②家屋賃貸の場合 家屋賃料等の 1/3 (要件達成後 2 年間)	①1 億円 ②6,000 万円 ただし、雇用人数により上限額が異なる

《外資系企業の進出支援》

大阪府では、大阪市・大阪商工会議所と連携し、平成 13 年 4 月に共同で設立した大阪外国企業誘致センター（O-BIC）の運営を通して、大阪への進出を希望する外国企業へのワンストップサービスを展開している。

24 年度に、O-BIC 外資系企業進出支援事業（注 1）について 13 件の利用があったほか、大阪ビジネス交流クラブ（注 2）を 2 回実施するなど、進出支援や既に進出した企業の支援を行った。また、O-BIC 独自の招聘事業については、進出熱度の高い中国系企業 1 社、シンガポール系企業 1 社、英国系企業 5 社を大阪へ招聘し、法律の専門家との個別相談や、在阪企業との商談の場を設けた。このほか、バイオ・医療分野に特化した「バイオアジア 2012」へ出展し、個別企業との商談会等を実施した。海外でのプロモーション活動では、ドイツで開催された新エネルギー分野の国際見本市「InterSolar Europe」などへ参加し、大阪のビジネスポテンシャルの紹介、外資系企業との個別面談などを行った。また、このほか、ドイツ、中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリアでも、現地企業、政府系機関に向けて大阪の投資環境などについて情報発信、意見交換を行なった。

これらの活動の結果として、これまでの平均（25 件）を上回る 32 社・団体の誘致に成功した。国・地域別件数では、特にアジア地

域からの進出が全体の約8割を占めて25件となった。そのうち、在阪企業の海外展開支援を目的とする3社のアジア系銀行が大阪に進出し、今後、大阪とアジアの更なる緊密な経済交流が期待される。業種別では、平成21年度から輸入・製造販売・市場開拓が最も多い。

その他、東京圏など大阪以外に拠点があり、大阪に事務所等を持たない外資系企業の大坂進出（二次進出）を促すため、PRイベントを東京で実施した。

（注1）外資系企業進出支援事業…進出に要する一部経費の負担軽減を行う制度。O-BICに登録されたサポート企業が行うサービスの提供で、本店又は支店の設置までに係る以下の経費について、実費を限度に指定する額を支援。

○登記に係る経費：1利用者あたり10万円

○在留資格の取得に係る経費：1利用者あたり5万円

（注2）大阪ビジネス交流クラブ…これまで大阪進出支援を行った外資系企業等を対象に、進出企業相互及び進出企業と在阪企業の間の交流を促進する事業を実施。

[過去3年間のO-BIC誘致実績]

平成22年度	平成23年度	平成24年度
32件	32件	32件
※上記件数のうち (ア)主な国・地域別件数 ①韓国 9件 ②中国 5件 ③インド 4件 (イ)主な業種、目的別件数 ①輸入製造販売 17件 ②サービス 6件 ②貿易 3件	※上記件数のうち (ア)主な国・地域別件数 ①中国 9件 ②韓国 6件 ③米国 4件 (イ)主な業種、目的別件数 ①輸入製造販売 15件 ②サービス 7件 ③貿易 6件	※上記件数のうち (ア)主な国・地域別件数 ①中国 11件 ①韓国 11件 ③米国 2件 (イ)主な業種、目的別件数 ①輸入製造販売 13件 ②サービス 11件 ②貿易 6件

(3) 産業集積促進税制

府内の産業集積を税制面から促進するため、市町村からの申請に基づき産業集積促進地域を指定し、市町村が税制等で優遇措置を講じる場合に対象不動産の取得に係る不動産取得税の二分の一に相当する税額を軽減。

① 第一種産業集積促進地域

第一種産業集積促進地域は、大阪府が産業拠点における新たな産業集積を図るために、地元市町村からの申請に基づき、税制の特例措置を設けて企業立地を促進する地域。

泉南市りんくうタウン南・中地区、テクノステージ和泉、トリヴェール和泉西部ブロック、二色南町地区、新貝塚埠頭地区、堺泉北港助松埠頭総合物流情報センター地区、泉佐野市りんくうタウン北地区、田尻町りんくうタウン中・北地区、阪南スカイタウン、彩都ライフサイエンスパーク、咲洲コスモスクエア 2 期地区、住之江区平林北地区、堺浜南地区、堺市築港新町二丁中地区、堺泉北港汐見沖地区（港湾関連用地）、ちきりアイランド（阪南 2 区）、岬町多奈川臨海地区、岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン

② 第二種産業集積促進地域

平成 19 年 4 月に、既存の工場集積の維持・促進を目的として中小企業等の再投資を促進するため、「第二種産業集積促進地域」制度を創設。地元市町村からの申請に基づき、平成 19 年度に八尾市、堺市、高石市、東大阪市、枚方市の 5 市を、平成 20 年度に豊中市、平成 21 年度に岸和田市と高槻市、平成 22 年度に大東市を地域指定し、平成 24 年には堺市の指定地域を拡大した（別表 第二種産業集積促進地域の指定状況）。

また、優遇措置として不動産取得税の軽減とともに、府内投資促進補助金を設けている。

<参考>

◆ 第二種産業集積促進地域

- 市町村の工業振興やまちづくり施策と連携し、
 - 大阪でがんばるものづくり企業の再投資を促進
 - 工場移転・廃止跡地の工場等の活用促進
⇒ 工場の拡張（増築）や更新（新築・改築）を支援

※ 対象地域：市町村長の申請に基づき府が指定する地域
市町村による工業集積促進のための工場等投資促進計画
市町村の優遇措置
工専、工業地域における工業集積地 など

【地域指定した市】

八尾市、堺市、高石市、東大阪市、枚方市、
豊中市、岸和田市、高槻市、大東市



◎不動産取得税の軽減実績

	土 地		家 屋		計	
	件 数	軽減額(円)	件 数	軽減額(円)	件 数	軽減額(円)
14 年度	1	498,800	3	13,345,600	4	13,844,400
15 年度	4	32,347,400	6	70,043,600	10	102,391,000
16 年度	9	13,174,900	13	36,045,600	22	49,220,500
17 年度	7	16,240,900	23	71,337,300	30	87,578,200
18 年度	12	19,094,400	34	187,526,100	46	206,620,500
19 年度	6	9,242,900	26	100,569,000	32	109,811,900
20 年度	11	24,035,700	22	93,838,400	33	117,874,100
21 年度	2	3,828,100	10	105,935,500	12	109,763,600
22 年度	11	16,527,600	30	824,979,200	41	841,506,800
23 年度	14	56,623,200	38	510,476,300	52	567,099,500
24 年度	5	6,644,200	13	243,988,100	18	250,632,300
計	82	198,258,100	218	2,258,084,700	300	2,456,342,800

不動産取得税は、土地、家屋を取得したときに課税されます。

【税率】4 % (ただし、特例措置により取得した日に応じて、下表の税率が適用されます。)

取得した日	種 類	土地	家屋	
			住宅	住宅以外
平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日		3 %	3 %	3 %
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日		3 %	3 %	3.5%
平成 20 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日		3 %	3 %	4 %

(4) 大阪府特区税制

国の特区税制に加え、大阪府・大阪市による圧倒的なインセンティブとして、全国初の「地方税ゼロ」を実現する「特区税制条例」を平成24年12月1日に施行し、事業計画の受付を開始した。平成24年度における大阪府特区税制の事業計画の認定件数は2件となった。

なお、平成24年度中に吹田市においても特区税制がスタートした。

制度の概要

◆特区地域に進出し、事業計画の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、地方税を軽減。

【対象区域】

夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区、北大阪地区（彩都西部地区等）、関西国際空港地区

【対象事業】

「新エネルギー分野」「ライフサイエンス分野」関係事業及び、両分野を支援する事業

※ 「関西イノベーション国際戦略総合特区」の取組みと関連のあるものに限る。

【対象税目・軽減内容】

法人府民税・法人事業税：府外から特区に新たに進出の場合 5年間ゼロ+5年間1/2（最大の場合）

※ 府内からの移転の場合、従業者数の増加割合に応じて軽減。

不動産取得税：事業計画認定後3年以内に取得した特区事業用不動産にかかる取得税がゼロ

【事業計画の認定方法・期間】

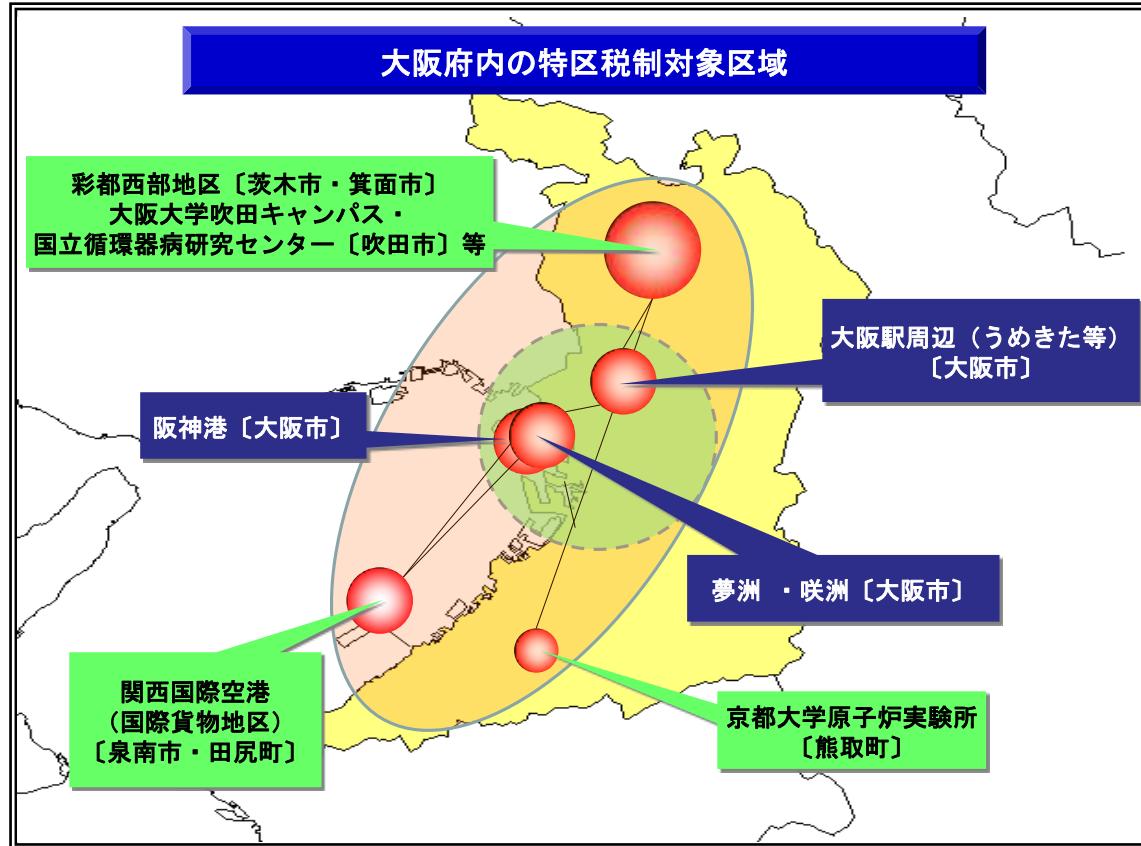
方法：事業者作成の「事業計画」について審査会の意見を聞いた上で知事が認定

認定申請期間：平成24年12月1日～平成28年3月31日

【軽減措置の認定手続】

「事業計画」認定事業者が毎年度実績報告書を提出し、その内容を知事が認定

（不動産取得税の軽減措置は、自己の認定特区事業の用に1年以上供した場合に、報告書を提出し、その内容を知事が認定）



◎特区地域進出等計画認定事業者一覧

企業名	事業予定地	事業概要
株式会社ジーンデザイン	茨木市彩都あさぎ7丁目	国内で初めてとなる核酸医薬に関するCMC研究センターを設置し、大阪大学及び(独)医薬基盤研究所と共同でCMC技術の開発・実証・評価を進める。
株式会社コングレ	大阪市北区大深町3丁目	3,000人収容可能な、ホールを備えたコンベンションセンターを整備・運営し、国際的な事業機会を創出するさまざまなイベントを誘致・開催する事業を実施する。また、国際会議の運営で培った経験を活かし、海外からの利用者に対する通訳・翻訳、渡航に係る手続きの代行サービスなどの提供を行う。

(5) 産業立地促進融資

大阪府内の産業拠点への立地に際し必要な資金供給のため、府が融資実行額等に応じて資金を預託することにより、金融機関が低利で融資する制度。(新規貸付は、平成23年度で終了)

	産業拠点、立地場所	対象となる施設	融資限度額	融資利率	融資期間
1	彩都ライフサイエンスパーク 〔茨木市〕	研究・研修施設及びその管理と密接に関連を有するものとして知事が認める施設	設備資金 10 億円 運転資金 5,000 万円 (ただし、 合計額 10 億円)	1.6% (新規貸付 終了時点 における 融資利率)	設備資金 15 年以内 運転資金 7 年以内
2	りんくうタウン(商業業務ゾーン) 〔泉佐野市〕	業務管理(本支店、営業拠点)、企画・展示機能を有するものとして知事が認める施設			
3	津田サイエンスヒルズ〔枚方市〕 りんくうタウン(産業用地) 〔泉佐野市・田尻町・泉南市〕 阪南スカイタウン〔阪南市〕 ちきりアイランド〔岸和田市〕 住之江区平林地区〔大阪市〕 堺浜南地区〔堺市〕 堺市築港新町二丁中地区〔堺市〕 岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン 〔岬町〕	工場等及び研究・開発機能を有するものとして知事が認める施設			

◎平成24年度末 融資残高 : 39億8,650万円 (19社)

(6) 企業立地促進法に基づく支援

(正式名称：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)

◎法律の流れ

国が策定する ①基本方針 に基づき、都道府県と市町村が ②地域産業活性化協議会 での協議を経て、③基本計画 を作成し、主務大臣に協議し、国の同意を得る。

事業者が、同意された基本計画に定められた区域で企業立地又は事業高度化を行う場合、それぞれ

④企業立地計画 ⑤事業高度化計画 を作成し、都道府県知事に対し承認申請し、承認されると、当該計画に基づいて、設備投資促進税制（特別償却の適用）など各種支援措置が受けられる制度である。



府域では、以下の 6 地域の基本計画を策定、国の同意を得ている。

[平成 19 年度]

① 堺・高石臨海地域（堺市及び高石市の臨海部等の区域）

平成23年度より、指定集積区域に大阪府立産業技術総合研究所及び公立大学法人大阪府立大学を組み込み、立地企業等への技術支援機能等を強化するなどにより、より一層の产学・産産連携を推進していくこととした。

② 吹田・茨木地域（彩都ライフサイエンスパーク・中部地区、大阪大学吹田キャンパス、吹田東部拠点地区・国立循環器病センター等の区域）

[平成 21 年度]

③ 関西地域健康長寿関連産業広域基本計画（広域連携区域：彩都（西部地区ライフサイエンスパーク及び中部地区）吹田東部拠点地区、大阪大学吹田キャンパス、国立循環器病センター、滋賀県（長浜地域）、京都府（らくなん進都横大路地区）、兵庫県（ポートアイランド、神戸サイエンスパーク等））

④ けいはんな地域広域基本計画（広域連携区域：大阪府（枚方市、四條畷市、交野市）、京都府（京田辺市、木津川市、精華町）、奈良県（奈良市、生駒市））

[平成 23 年度]

- ⑤ 京都・島本・高槻地域産業活性化広域基本計画（平成 22 年度から関係自治体や大学、商工会議所などの関係機関で協議を進めてきた高槻市、島本町の基本計画については、京都府を加えた広域計画として平成 23 年 4 月に国の同意を得て、产学研連携による産業集積を進めていくこととした。）
- ⑥ 岬町地域基本計画（平成 24 年 2 月に国の同意を得て、低炭素社会に貢献する省エネルギーや自然・再生可能エネルギーの活用等を含めた「環境配慮型・低炭素関連産業」等や自然環境などの地域資源や魅力を活かした「地域資源活用型産業」の集積を図り、地域の活性化を進めていくこととした。）

<企業立地計画等承認状況>

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
承認件数	6	5	15	3	1	4
企業立地計画	6	3	11	1	0	2
事業高度化計画	0	2	4	2	1	2

<別表>第二種産業集積促進地域の指定状況（平成25年3月末現在）

市町村	名称	区域	指定告示日	指定面積
八尾市	八尾市竜華地区周辺工業専用等地域	八尾市のうち神武町、龍華町二丁目の一部、北龜井町一丁目、北龜井町二丁目の一部、北龜井町三丁目の一部、跡部北の町三丁目の一部	H19.10.2	264.8 ha
	八尾市竜華地区周辺工業地域	八尾市のうち北龜井町二丁目の一部、北龜井町三丁目の一部、龍華町二丁目の一部		45.8 ha
	八尾市八尾空港周辺工業地域	八尾市のうち南植松町二丁目、南植松町三丁目、老原七丁目の一部、老原八丁目の一部、老原九丁目、北木の本一丁目、南木の本一丁目、南木の本二丁目の一部、南木の本五丁目の一部、南木の本八丁目、南木の本九丁目、木の本三丁目の一部、空港一丁目の一部、太田新町一丁目、太田新町二丁目、太田新町四丁目、太田新町六丁目、太田新町八丁目、西弓削一丁目、西弓削二丁目、弓削町南一丁目の一部		12.0 ha
	八尾市上尾町地区周辺工業地域	八尾市のうち福栄町一丁目の一部、福栄町二丁目の一部、福栄町三丁目の一部、上之島町北四丁目、上之島町北五丁目、上之島町北六丁目、上尾町四丁目、上尾町五丁目、上尾町六丁目の一部、上尾町七丁目、上尾町八丁目の一部		134.5 ha
	八尾市渋川町2丁目工業地域	八尾市渋川町二丁目		38.9 ha
	八尾市二俣工業地域	八尾市のうち二俣一丁目の一部、二俣二丁目の一部、二俣三丁目		3.2 ha
	八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域	八尾市のうち相生町四丁目、天王寺屋一丁目の一部、曙町一丁目の一部、曙町二丁目の一部		15.6 ha
				14.8 ha
堺市	堺市臨海部工業専用地域等地区	堺市堺区のうち築港八幡町の一部、築港南町、大浜西町、出島西町、松屋大和川通三丁、松屋大和川通四丁、神南辺町四丁、神南辺町五丁、神南辺町六丁、塩浜町、北波止町の一部、海山町六丁、海山町七丁、三宝町八丁、三宝町九丁、緑町三丁、緑町四丁、山本町六丁、戎島町五丁、堺市西区のうち石津西町、築港新町一丁、築港新町二丁の一部、築港新町三丁、築港新町四丁の一部、築港浜寺町、築港浜寺西町	H19.10.2 H24.6.22	1,761.6 ha
	堺市大和川南岸工業地域地区	堺市堺区のうち南島町一丁、南島町二丁、南島町三丁、南島町四丁、南島町五丁、松屋町一丁及び鉄砲町の各一部		1391.9 ha
	堺市遠里小野工業地域地区	堺市堺区のうち遠里小野町一丁の一部、遠里小野町二丁、遠里小野町三丁、遠里小野町四丁の一部、南清水町一丁、南清水町二丁の一部、北清水町一丁、北清水町二丁の一部、高須町一丁、高須町二丁及び砂道町一丁の各一部、砂道町二丁並びに砂道町三丁		34.3 ha
	堺市大仙西町工業地域地区	堺市堺区のうち大仙西町五丁の一部、大仙西町六丁及び協和町五丁の一部		36.4 ha
	堺市石津北町工業地域地区	堺市堺区のうち石津北町、老松町一丁及び老松町二丁の各一部、老松町三丁並びに堺市西区のうち浜寺石津町東一丁の一部		6.4 ha
	堺市中区工業地域地区	堺市中区のうち深阪、檜葉及び伏尾の各一部		42.1 ha
	堺市毛穴工業地域地区	堺市中区のうち毛穴町、小阪、八田寺町及び八田北町の各一部並びに堺市西区のうち草部、菱木二丁、上、鶴田町及び平岡町の各一部		17.4 ha
	堺市東区・北区工業地域地区	堺市東区のうち石原町一丁、石原町二丁、八下町一丁、八下町二丁及び八下町三丁の各一部並びに堺市北区のうち八		58.7 ha
				52.3 ha

	下北及び中村町の一部		
堺市西区工業地域地区	堺市堺区のうち神石市之町の一部並びに堺市西区のうち鳳北町九丁並びに下田町及び浜寺船尾町東四丁の各一部	21.6 ha	
堺市鳳南町工業地域地区	堺市西区のうち鳳南町三丁の一部	8.0 ha	
堺市西区南部工業地域地区	堺市西区のうち上の一部	6.8 ha	
堺市美原区工業地域地区	堺市美原区のうち小平尾の一部	9.7 ha	
堺市美原区木材団地工業専用地域地区	堺市美原区のうち木材通一丁目の一部、木材通二丁目及び木材通四丁目の一部	76.0 ha	
高石市		479.4 ha	
高石市臨海部工業専用地域等地区	高石市のうち高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高師浜丁の一部	H21.7.1	479.4 ha
東大阪市		387.0 ha	
東大阪市新町・宝町工業地域地区	東大阪市のうち新町の一部、宝町の一部	H19.11.22	32.1 ha
東大阪市加納工業専用地域地区	東大阪市のうち加納四丁目の一部、加納五丁目の一部		18.0 ha
東大阪市水走・川田工業地域地区	東大阪市のうち川田四丁目、水走三丁目の一部、水走四丁目、水走五丁目		53.5 ha
東大阪市加納工業地域地区	東大阪市加納七丁目の一部		5.1 ha
東大阪市岩田工業地域地区	東大阪市のうち岩田町二丁目の一部、花園西町一丁目の一部		13.4 ha
東大阪市西岩田工業地域地区	東大阪市のうち岩田町六丁目の一部、西岩田四丁目の一部		12.0 ha
東大阪市稻田新町工業地域地区	東大阪市のうち稻田上町一丁目の一部、稻田上町二丁目、稻田新町二丁目の一部、稻田新町三丁目の一部、稻田三島町、北鴻池町の一部、鴻池徳庵町の一部、七軒家の一部、中鴻池町一丁目の一部、西鴻池町一丁目の一部、西鴻池町二丁目の一部、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目の一部、本庄西三丁目の一部、三島三丁目の一部		81.3 ha
東大阪市高井田工業地域地区	東大阪市のうち新喜多一丁目の一部、新喜多二丁目の一部、高井田の一部、高井田中一丁目、高井田中二丁目、高井田中三丁目、高井田中四丁目、高井田中五丁目の一部、高井田西二丁目の一部、高井田西三丁目、高井田西四丁目、高井田西五丁目の一部、高井田本通一丁目の一部、高井田本通二丁目の一部、高井田本通三丁目、高井田本通四丁目、高井田本通五丁目の一部、西堤学園町一丁目、西堤楠町一丁目、西堤本通西一丁目、西堤本通東一丁目、菱屋西六丁目の一部、御厨栄町二丁目の一部、御厨栄町三丁目の一部、御厨西ノ町一丁目の一部		132.3 ha
東大阪市柏田西工業地域地区	東大阪市のうち柏田西二丁目、柏田西三丁目の一部、渋川町一丁目の一部、渋川町二丁目、渋川町三丁目の一部		39.3 ha
枚方市		338.0 ha	
枚方市枚方企業団地地区	枚方市のうち招提田近一丁目、招提田近二丁目、招提田近三丁目、高野道二丁目の一部	H20.1.7	65.0 ha
枚方市大阪紳士服団地地区	枚方市長尾谷町一丁目の一部		18.0 ha
枚方市中部工業地域地区	枚方市のうち上野三丁目の一部、渚東町の一部、交北一丁目の一部		54.0 ha
枚方市堂山東工業地域地区	枚方市堂山東町		4.0 ha
枚方市中南部工業専用地域地区	枚方市のうち出屋敷西町一丁目の一部、中宮大池一丁目、中宮大池二丁目の一部、中宮大池三丁目の一部、中宮大池四丁目の一部、池之宮三丁目の一部、池之宮四丁目、村野高見台の一部、春日北町一丁目、春日北町二丁目、春日北		147.0 ha

	町三丁目の一部、春日北町五丁目、春日西町一丁目の一部、春日野一丁目、春日野二丁目、野村元町の一部		
枚方市中南部工業地域地区	枚方市春日西町二丁目の一部		10.0 ha
枚方市出口・中振工業地域地区	枚方市のうち出口一丁目の一部、出口三丁目の一部、北中振四丁目の一部		20.0 ha
枚方市津田サイエンスヒルズ地区	枚方市津田山手二丁目の一部	H20. 5. 1	20.0 ha
豊中市			77.0 ha
豊中市豊南町工業地域地区	豊南町東三丁目の一部、豊南町東四丁目、豊南町南三丁目の一部、豊南町南五丁目の一部、豊南町南六丁目、豊南町西四丁目の一部	H20. 8. 1	16.8 ha
豊中市庄内南工業地域地区	神州町、三和町一丁目の一部、三和町二丁目、三和町四丁目の一部、大黒町一丁目の一部、千成町一丁目の一部、千成町二丁目の一部、千成町三丁目の一部、島江町一丁目の一部、島江町二丁目の一部		46.2 ha
豊中市島江・庄内宝町工業地域地区	島江町一丁目の一部、庄内宝町二丁目の一部、庄内宝町三丁目の一部		7.1 ha
豊中市二葉・大島町工業地域地区	二葉町三丁目、大島町三丁目の一部		5.9 ha
豊中市神崎川南工業地域地区	大島町三丁目の一部		1.0 ha
岸和田市			115.0 ha
岸和田市磯上工業地域地区	岸和田市のうち磯上町三丁目の一部、磯上町六丁目の一部	H21. 4. 1	16.0 ha
岸和田市木材コンビナート地区	岸和田市のうち木材町9番の一部、木材町10番、木材町15番の一部、木材町16番、木材町17番、木材町18番		30.5 ha
岸和田市鉄工団地地区	岸和田市のうち臨海町3番、臨海町4番、臨海町5番、臨海町6番、臨海町7番、臨海町8番、臨海町10番、臨海町11番、臨海町12番、臨海町13番、臨海町14番、臨海町15番、臨海町16番、臨海町18番、臨海町20番の一部		62.0 ha
岸和田市岸和田漁港地区	岸和田市のうち臨海町20番の一部、臨海町23番		4.0 ha
岸和田市地蔵浜工業専用地域地区	岸和田市地蔵浜町11番1の一部		2.5 ha
高槻市			97.4 ha
高槻市宮田町一丁目工業地域地区	高槻市宮田町一丁目の一部	H21. 4. 1	20.3 ha
高槻市幸町・朝日町工業地域地区	高槻市のうち幸町の一部、朝日町の一部		32.2 ha
高槻市桜町・明田町工業地域地区	高槻市のうち桜町、明田町の一部、中川町の一部		23.2 ha
高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区	高槻市のうち南庄所町の一部、下田部町二丁目の一部		21.7 ha
大東市			145.2 ha
大東市西部工業地域地区	太子田三丁目の一部、新田西町の一部、新田中町の一部、新田旭町の一部、新田北町、新田境町、御領二丁目、御領三丁目の一部、氷野二丁目の一部、氷野三丁目の一部、氷野四丁目、南郷町の一部	H22. 4. 1	145.2 ha
			合計 3,665.4 ha